

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 我が国排他的経済水域(注1)等における資源管理の強化

【目標】① 資源管理の推進

(ア) 中位または高位水準(注2)の魚種の比率

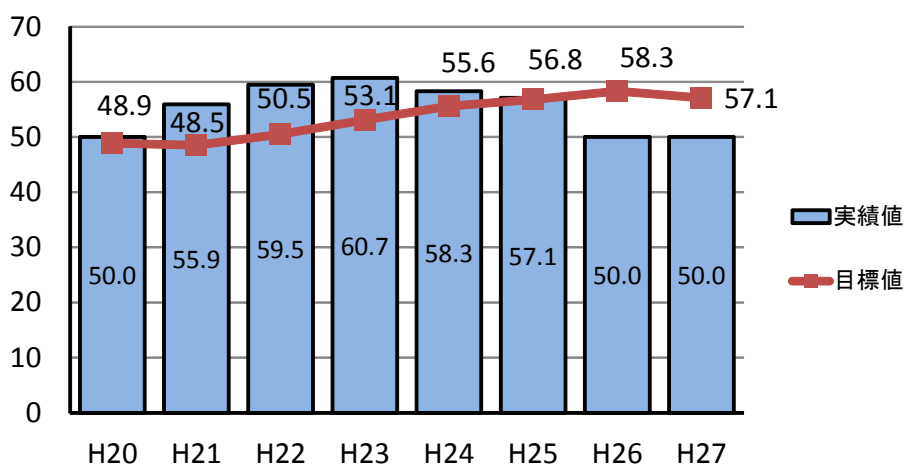
【測定指標の選定理由】

我が国周辺水域の資源水準は、評価対象魚種のうち約半数が低位にあり、適切な資源管理により資源の維持・増大を図り、水産物の安定供給の確保に努めることが急務となっている。このため、資源の維持・増大の状況を的確に示すものとして、我が国の主要漁獲対象魚種(資源評価対象魚種)のうち、資源動向が高位又は中位にある魚種(平成25年度52魚種84系群のうち48系群)の比率の長期的な動向を測定指標とした。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

毎年度の目標として、資源水準が中位または高位にある魚種の比率を、直近5カ年の指標の平均値(平成27年度(22～26年平均):57.1%)より増大させることとした。

中位又は高位水準の魚種の比率



(水産庁作成)

【把握の方法】

国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺水域の漁業資源評価により把握。

【達成度合の判定方法】

指標の直近5カ年の平均値(目標値)との差が、A(おおむね有効): $2.5\% \leq \text{実績値} - \text{目標値}$ 、B(有効性の向上が必要): $0\% \leq \text{実績値} - \text{目標値} < 2.5\%$ 、C(有効性に問題): $\text{実績値} - \text{目標値} < 0\%$ とする。

【目標】② 種苗放流等による資源造成の推進と環境負荷の少ない持続的な養殖業(注3)の確立

(ア) 主な栽培漁業(注4)対象魚種及び養殖業等の生産量

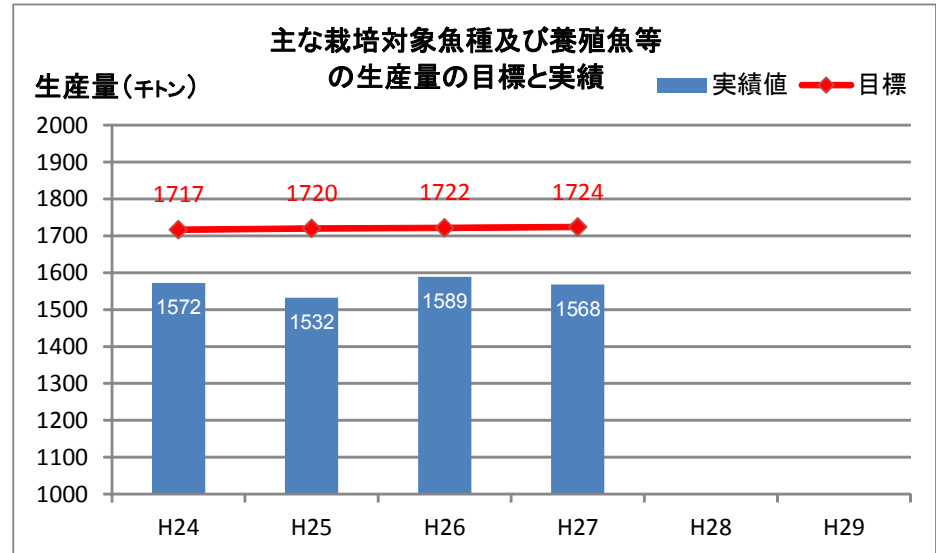
【測定指標の選定理由】

水産資源や漁獲量が減少する中、消費者ニーズの高い水産動植物を安定的に供給している養殖業等の生産を増大させることが、水産資源の回復・管理に繋がることから、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

目標値については、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針において、平成22年度から平成34年度までに、主な栽培漁業対象魚種の生産量について12千トン増、養殖業の生産量について14千トン増を目指すこととしているため、同目標と同様としたものである。

各年の目標値については、前年度の目標値に平成22年度から平成34年度までの増加目標26千トンを12年で除した数値(2.2千トン)を加えた値として選定した。



主な栽培漁業対象種及び養殖魚等の生産量の個別内訳

(単位：千トン)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
目標値	—	1,717	1,720	1,722	1,724
実績値※	1,665	1,572	1,532	1,590	1,568
年計	1,414	1,578	1,604	1,589	1,536
漁業	海面漁業	478	468	541	537
	サケ・マス類	146	127	163	151
	ヒラメ	7	6	8	8
	マダイ	17	15	14	15
	クルマエビ	1	1	1	0
	ガザミ類	3	3	3	2
	ホタテガイ	303	315	350	359
	アワビ類	1	1	2	1
	内水面漁業	34	33	31	31
養殖	海面養殖	863	1,043	1,002	988
	ブリ類	143	159	151	135
	ホタテガイ	118	184	168	185
	カキ類	164	165	167	184
	ノリ類	291	341	318	276
	その他	147	194	198	209
	内水面養殖	39	34	30	34
	ウナギ	22	17	14	18
	その他	17	17	16	16

※実績値は、23年度から25年度においては直近3年間の年計の平均値とし、26年度からは5中3の年計の平均値としている。

(水産庁作成)

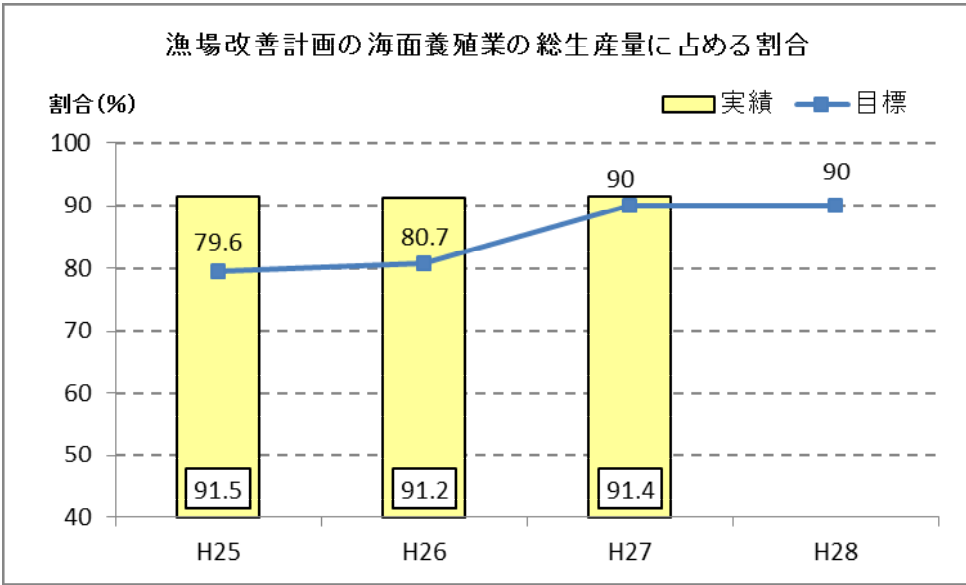
※1. 数値は暦年データ。

※2. 22年度に生産量対前年比で減少した主な要因は、サケ・マス類についての来遊数の落込みによる生産量の減少(▲20.1%、4万5千トン)、養殖ホタテガイについての高水温の影響による生産量の減少(▲14.4%、3万7千トン)、ノリ類についての有明地区で色落ち及び病害の発生による生産量の減少(▲4.1%、1万4千トン)がある。

※3. 23年度に生産量が対前年比で減少した主な理由は、東日本大震災により漁船や養殖施設が被災したことによるものである(▲18.0%、31万1千トン)。

※4. 24年度に生産量は対前年比で増加しているものの、目標値に達しなかった主な

要因は、サケ・マス類についての来遊数の落込みによる生産量の減少や養殖施設の被害の影響がある(H24目標の▲8%、14万1千トン)。 ※5. 25年度に生産量が対前年比で減少した主な理由は、養殖ホタテガイについての海面温度上昇に伴うへい死の増加等による生産量の減少(▲8.8%、1万6千トン)、ノリ類についての栄養塩不足による色落ち等による生産量の減少(▲6.9%、2万3千トン)がある。 ※6. 26年度に生産量が対前年比で減少した主な理由は、養殖ノリ類についての栄養塩不足による色落ち等による生産量の減少により海面養殖業の収穫量が減少したこと(▲11.6%、1万6千トン)がある。 ※7. 27年度に生産量が対前年比で減少した主な理由は、ホタテガイ漁業について、爆弾低気圧などの天候不順に伴うへい死が見られたため、生産量が減少(▲35.1%、12万6千トン)。
【把握の方法】 主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量については、毎年4月下旬から5月初旬に農林水産省統計部より公表される「漁業・養殖業生産統計年報」の速報値により把握する。
【達成度合の判定方法】 達成率＝(直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値)÷(当該年度の目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
(イ) 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画(注5)策定海面における生産量の割合 【測定指標の選定理由】 漁場環境の悪化を防止し、持続的な養殖生産を実現するため、養殖漁場の改善を図る漁場改善計画の策定を促進し、同計画の対象となる海面養殖の生産量の割合を高める必要があることから、「海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合」を測定指標として選定した。
【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、より一層の養殖漁場の改善を促進するためには、平成22年度76.1%である当該割合を、資源管理・漁業経営安定対策と連携し平成34年度までに90%の水準まで高めることとしたところである。 各年の目標値については、前年度の目標値に平成22年度から平成34年度までの増加目標13.9%を12年で除した数値(1.16%)を加えた値として選定した。



(水産庁作成)

※1 27年度の実績値は、28年7月に把握が困難なことから、26年度実績値を用いて評価を行う。

【把握の方法】

漁場改善計画策定海面での生産量を都道府県を通じて把握。

【達成度合の判定方法】

達成率＝(当該年度の実績値－22年度基準値)÷(当該年度の目標値－22年度基準値)×100(%)

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2) 国際的な資源管理の推進

目標①
国際機関や二国間の漁業協力等を通じた国際的な資源管理の推進

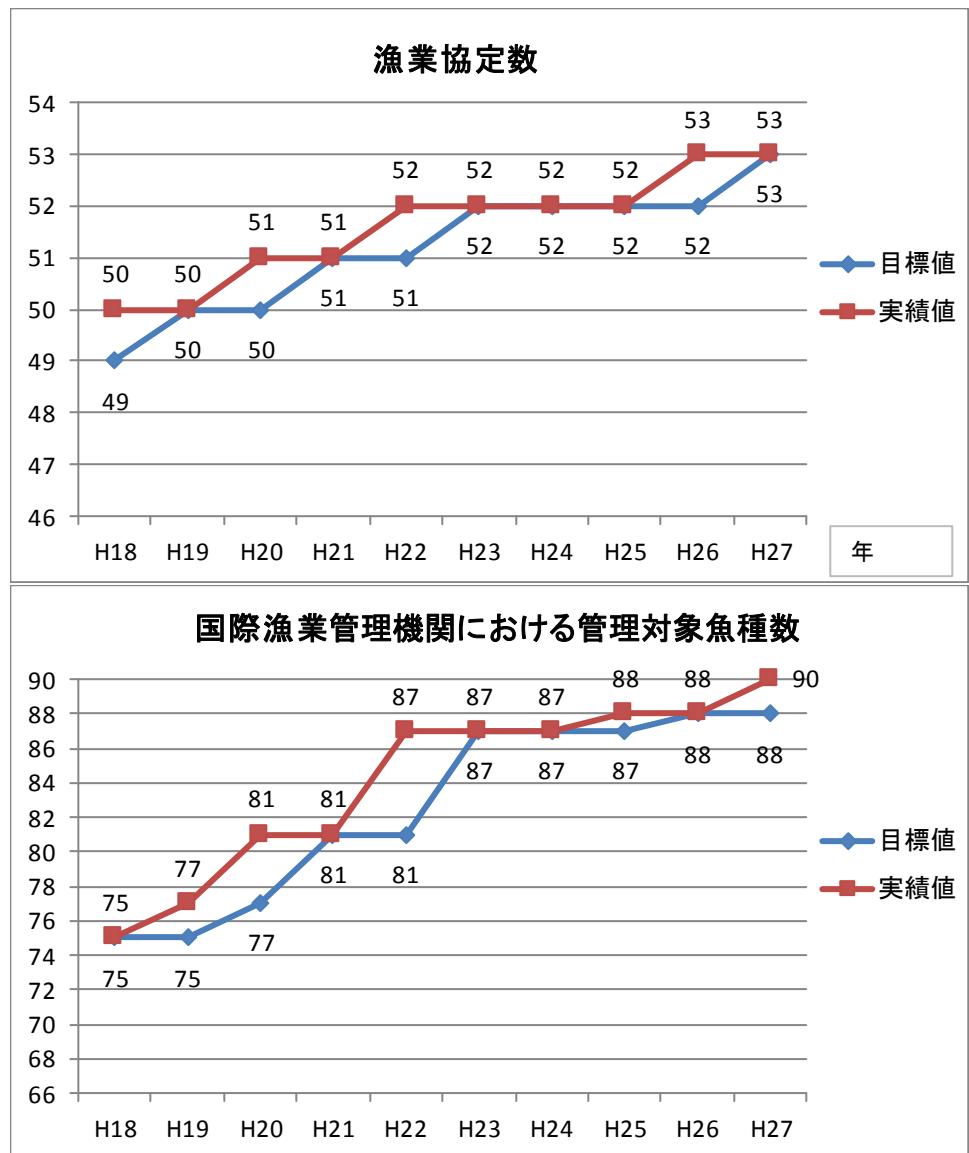
(ア) 国際機関(注6)による資源管理対象魚種及び漁業協定数

【測定指標の選定理由】

水産資源の国際的な資源管理については、関係国が協力して、資源評価、漁獲努力量の管理やIUU(注7)(違法・無報告・無規制)漁船対策等を積極的に進めていく必要があることから、水産資源の適切な保存及び管理を目的とする「国際漁業機関による管理対象魚種の数」と関係国との間で締結する「漁業協定数」を測定指標とする。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「国際漁業機関による管理対象魚種の数」と「漁業協定数」の維持・増大を目標とする。なお、本指標のうち、資源管理対象魚種数は国際漁業機関において規制が行われている魚種の数であり、漁業協定数は、政府間協定及び我が国民間と相手国政府との漁業協定の数である。



(水産庁作成)

【把握の方法】

水産庁国際課調査により把握。

【達成度合の判定方法】

国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大目標値を上回るときはおおむね有効、その他のときは有効性に問題があるとする。

2. 用語解説

注1 排他的経済水域

沿岸国の領海基線から200海里(約370km)までの海域(領海部分を除く)であって、この海域における生物資源、海底資源の採取や管理等に関して、当該沿岸国に主権的権利が及ぶとされる海域。

注2 中位または高位水準

水産資源の資源評価を行うに当たって、過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位または高位にあるもの。

注3 持続的な養殖業

魚類養殖の際にサンマ等の生餌を過剰に使うことにより、漁場環境が悪化し、養殖魚の病害の発生、赤潮の発生等の原因となることから、継続的に養殖ができるような漁場環境を維持すること。

注4 栽培漁業	水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、最も合理的に漁獲する漁業のあり方。
注5 漁場改善計画	養殖漁場環境の維持・改善を通じて持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自らが対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを行うための計画。
注6 国際機関	ある一定の広がりをもつ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置された機関。関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。
注7 IUU	IUUとは、Illegal, Unreported and Unregulated(違法・無報告・無規制)の略称。